

平成30年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成30年6月11日（月曜日）

議事日程第1号

平成30年6月11日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第46号から同第48号まで
- 日程第7 議案第49号
- 日程第8 議案第50号
- 日程第9 議案第51号
- 日程第10 議案第52号及び同第53号
- 日程第11 議案第54号及び同第55号
- 日程第12 議案第56号
- 日程第13 請願第1号から同第3号まで

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第46号から同第48号まで
- 日程第7 議案第49号
- 日程第8 議案第50号
- 日程第9 議案第51号
- 日程第10 議案第52号及び同第53号
- 日程第11 議案第54号及び同第55号
- 日程第12 議案第56号
- 日程第13 請願第1号から同第3号まで

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	中村	実	君	14番	大滝	豊	君
15番	田中	立一	君	16番	古川	昇	君
17番	渡辺	重雄	君	18番	松尾	徹郎	君
19番	高澤	公	君	20番	吉岡	静夫	君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

+

+

市 長	米田	徹	君	副 市 長	織田	義夫	君
副 市 長	木村	英雄	君	総 務 部 長	藤田	年明	君
市 民 部 長 会 計 管 理 者 兼 務	山本	将世	君	産 業 部 長	見辺	太	君
総 務 課 長	渡辺	成剛	君	企 画 定 住 課 長	渡辺	孝志	君
財 政 課 長	大沢	喜昭	君	能 生 事 務 所 長	土田	昭一	君
青 海 事 務 所 長	猪又	功	君	市 民 課 長	小林	正広	君
環 境 生 活 課 長	五十嵐	久英	君	福 祉 事 務 所 次 長	嶋田	猛	君
健 康 増 進 課 長	横澤	幸子	君	商 工 観 光 課 長	大嶋	利幸	君
農 林 水 産 課 長	池田	隆	君	建 設 課 長	五十嵐	博文	君
復 興 推 進 課 長	斉藤	喜代志	君	会 計 課 長	大久保	岳生	君
ガ ス 水 道 局 長	木村	清	君	消 防 長	丸山	幸三	君
教 育 長	田原	秀夫	君	教 育 次 長 教育委員会子ども課長兼務	井川	賢一	君
教育委員会子ども教育課長	石川	清春	君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	小島	治夫	君

教育委員会文化振興課長
博物館長兼務
市民会館長兼務

磯野 茂 君

監査委員事務局長 伊藤 章一郎 君

〈事務局出席職員〉

局長 松木 靖 君 次 長 山川 直樹 君
主査 上野 一樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成30年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

+

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、佐藤 孝議員、16番、古川 昇議員を指名いたします。

日程第2．表彰状の伝達

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、表彰状の伝達を行います。

議員30年以上在職として新保峰孝議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

それでは、新保峰孝議員、ご登壇をお願いいたします。

〔新保峰孝君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 新保峰孝殿。

貴方は市議会議員として30年の長きにわたって糸魚川市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成30年5月30日 全国市議会議長会会長 山田一仁、代読。

〔拍手〕

○議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 新保峰孝殿。

貴方は市議会議員として在職30年、よく市政の発展に努められ、その功績はまことに顕著なものがあります。

よって、第93回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

平成30年4月26日 北信越市議会議長会会長 富山市議会議長 村上和久、代読。

〔拍手〕

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

日程第3．会期の決定

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る6月4日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

去る6月4日に、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、本日招集されました平成30年第2回市議会定例会に提出されました議案は、議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて5件、条例の一部改正について3件、財産の取得について1件、契約の締結について1件、平成30年度補正予算が1件、合計11件であります。

協議の結果、このうち専決処分の承認を求めることについての5件につきましては、委員会付託を省略し、本日、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

また、会期及び日程につきましては、本日6月11日から6月28日までの18日間とし、お手元配付の日程表のとおりであります。

続きまして、請願・陳情の取り扱いについて申し上げます。

請願第1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願、請願第2号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、及び請願第3号、核兵器禁止条例の調印を求める意見書の提出に関する請願、以上3件が受理されております。いずれの請願も総務文教常任

委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

次に、委員長報告について申し上げます。

総務文教及び市民厚生常任委員長から閉会中の所管事項調査について、報告をいたしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることといたしました。

また、一般質問につきましては、質問者の人数割り振りが決定したことにより、6月20日は休会となりますので、ご承知おきください。

次に、議員研修を含め3件の議員派遣を予定しておりますが、これにつきましては、議長発議として最終日の日程事項とすることで委員会の意見の一致を見ております。

以上で議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第4．行政報告

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成30年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正を初め、財産の取得、契約の締結、補正予算など11件の案件についてご審議をお願いいたしたいものでありますが、この機会に5点について、ご報告申し上げます。

最初に、糸魚川小学校とひすいの里総合学校の第16回公共建築賞優秀賞の受賞について、ご報告申し上げます。

このたび校舎の企画・設計・施工がすぐれており、同一校舎での教育活動や両校の交流などが高く評価され、公共建築賞優秀賞を受賞いたしました。

北陸地区では受賞したのは3施設で、去る6月4日に表彰式が行われました。今後、全国32の優秀賞受賞建築物とともに国における表彰に向け、最終審査に挑むこととなります。

2点目に、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の廃止についてご報告申し上げます。

大野地区の一般廃棄物最終処分場と市野々地区の産業廃棄物最終処分場につきましては、27年度に適正化事業が完了した後、2年以上にわたり地下水等の水質、埋立地からのガスの発生及び埋立地内部の温度等に異常がありませんでした。廃棄物処理法に規定する廃止基準を満たしたことから、新潟県に廃止確認の申請を行い、平成30年4月27日付で確認通知を受け、最終処分場を廃止することといたしました。今後も引き続き、定期的な水質検査を実施するなど適正な管理に努めてまいります。

3点目に、翡翠文学賞の創設と公募開始についてご報告申し上げます。

当市には、国石ヒスイや奴奈川姫伝説があり、これら当市固有の遺産を題材に文学賞を創設し、小説の公募を行います。募集期間は、6月9日から11月30日までで、歴史小説に限らず、ジャンルは問いません。審査員には、小説家の夢枕 獯先生を迎えるほか、児童文学作家の岡田依世子さん、糸魚川市出身のキャスターでジオパーク大使でもある伊藤聡子さんを審査員として、優秀賞1編、最優秀賞1編、優秀賞2編を選考する予定であります。

詳細は、お手元に配付いたしました行政報告参考資料をごらんいただきたいと存じます。

4点目に、第3回いといがわ復興マルシェについてご報告申し上げます。

6月16日土曜日に第3回いといがわ復興マルシェが、市道仲町通線、通称みいちゃん通りで開催されます。市内外から35団体が参加し、県内マルシェ先進地である三条市からも5団体が出店いただけます。昨年11月の第1回目は約3,000人、続く4月の第2回目は約5,000人の来場客があり、今後も8月と10月に開催が予定されております。

こういったイベントが被災地周辺のにぎわいづくりにつながるよう期待いたしているところであります。

最後に、本年度、公共事業関係予算の当初内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元にご配付いたしました行政報告参考資料をごらんください。

まず、平成30年度予算の市営事業につきましては、31件で概算31億6,000万円の内示がありました。県営事業につきましては、31件で概算43億円、国の直轄事業では、8件で概算48億円、その他の事業は、1件で約2,600万円となっており、今後、早期発注に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助対象事業費は、変更となる場合もありますので、ご了承をお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解と協力を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、総務文教及び市民厚生各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の平成30年5月21日から22日の2日間で石川県加賀市と富山県富山市を視察しております。加賀市では、家庭教育支援条例についてとプログラミング教育について、富山市では、市立図書館について調査を行い、22日の午後、机上調査を行っておりますので主な内容についてご報告いたします。

まず初めに、加賀市の家庭教育支援条例では、市長は加賀市が消滅都市ということと温泉地という社会環境から危機感を抱き、県議から市長になったことにより、強い思いによって条例制定の宣言を行っております。

市長の狙いは、これまで家庭教育について「言われなくてもわかるだろう」ということが落とし穴となり、問題が見えなくなっているという認識を持ち、その改善のため家庭教育支援を強く表に打ち出したことがわかりました。その後、市議会と市民への説明を重ね、平成27年6月に条例を制定され、平成30年3月に家庭教育推進計画が策定し、今年度から動き始めております。

条例の制定と家庭教育推進計画を教育委員会主導で行いましたが、具体的な支援事業の多くは福祉部門の担当であるため、両者の調整に時間と労力を割いてきたとのことであります。

特徴的な事業として、貧困家庭の児童生徒たちに教員OBによる無料塾を行っております。また、加賀市では「のぞみ教室」、糸魚川市では「ひすいルーム」に該当しますが、そこに通う児童生徒の送迎を教員OBである職員が行っております。

条例の貧困の定義は、家庭の所得額ではなく、児童生徒が置かれている状況で判断すると説明がなされております。

視察後、糸魚川市が参考にすべき点として、市内の貧困や教育の格差についての実態調査を行うことや、不登校の子供について加賀市の「のぞみ教室」のように職員による児童生徒の送迎が可能

かどうか確認し、そのことにより学校へ復帰することが可能になれば一考してほしい。また、当市で条例制定を進める場合、子供に関する教育と福祉の部局が1つであるため、横の連携について心配がないこと、家庭教育支援条例は、法的義務のない独自の施策となるため、目的を鮮明にして、職員の中長期的な構想による政策立案能力が求められること、人材の不足について家庭教育の支援に当たるコーディネーターやアドバイザーなどさまざまな人たちの力をかりることが大事であることなどが、各委員より意見がありました。

次に、加賀市のプログラミング教育では、加賀市ではプログラミングの教員養成を独自に行い、10人の教職員を3年間で育成する取り組みを市単独で行っております。

しかし、教員の人事異動により、育成した1人の教員が市外へ移るなど、県との連携に課題が残っております。

委員より、プログラミング教育の趣旨はプログラムをつくることではなく、論理的思考の力を身につけることと情報機器を使いこなせることが前提となります。

しかし、2020年から実際に算数とか理科の教科へパソコンなり情報機器が導入されたとき、教員1人では手に余ることが予想されます。

したがって、外部人材の活用や教職員以外の専門の先生の配置が必要で、国や県に対して人材育成支援の要請が必要であるとの意見がありました。

プログラミング教育を進める上で、家庭にパソコンやタブレットがないことも考慮し、教育委員会と行政と保護者の三者で連携し、学習環境の条件をそろえる必要があるとの意見や、国の教育方針ならば、国で全ての子供たちにタブレットが使える環境を提供すべきであり、現場で即戦力となる教員や専門の指導者も提供すべきであるとの意見もありました。

次に、富山市立図書館について、図書館としての取り組みの主なものとして、雑誌コーナーの本棚に年間1万円でスポンサー名を提示して、雑誌を置くという「雑誌のスポンサー制度」がありました。300冊に150社のスポンサーがついております。ほかにインターネット予約システム、ICタグ盗難防止システム、自動貸し出し機、返却ポストなどの手法を導入されておりました。

公共交通機関を生かす図書館のコンセプトとして、駐車場を設置せず、施設の前にはライトレールの駅が設置されるなど待合所として施設を提供しております。また銀行のATMの設置、ガラス美術館の常設、企画展や講演会の実施、売店やレストランも併設され、市民が互いに見えるざわざわ間のある空間となっておりました。

本館以外に「富山子どもプラザ」という駅前に、子ども図書館と子育て支援センター「富山駅南図書館ぶらり」が設置されております。

富山市では、本離れが課題でさまざまな企画を行って利用者数の維持を図っておりました。市民のボランティアグループによるシルバー世代のポップクラブがあり、紹介したい本のポップを手づくりし、本棚に本と一緒に張り出しておりました。

視察後、糸魚川市が参考にすべき点として、当市でも雑誌スポンサー制度の導入を検討すべきと多くの委員より意見がありました。

ただ、スポンサーの確保には、市長みずからの働きかけが重要で、スポンサーの減少を食い止める日ごろからの努力が必要とのことであります。

「富山子どもプラザ」、「富山駅南図書館ぶらり」など子供向けの図書施設について、駅北大火

のにぎわいづくりにも参考にすべきとの意見がありました。

富山市の滞在型図書館の空間づくりや利用方法などを参考に糸魚川市立図書館のコンセプトについて見直しをすべきとの意見があり、都市デザインとしての機能や、子供に特化した楽しい複合型施設を検討すべきとの意見もありました。さらに図書館司書の拡充による本離れ対策の工夫も必要との意見がありました。

委員会としては、3つの項目について今後も調査する方向としております。

以上で、市外調査報告を終わります。

続きまして、閉会中の平成30年6月1日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

協議題は5項目であります。

1、子育て支援については、保育園の現状について。2、高校の魅力づくりについては、高等学校における魅力づくり・再編計画について。3、いじめ不登校については、いじめ防止基本方針の改定について。4、定住人口の拡大については、糸魚川市シティプロモーション戦略の経過報告について。5、民間登用については、権現荘に関する報告についてと権現荘の経営問題についてに関する委員会報告書についてであります。

1、子育て支援については、保育園の現状については、園児数と出生数の推移や各保育園の利用者数の推移、市営と民営の配置状況、施設の経過年数についての説明と今後の取り組みや予定について確認した後、質疑を行っております。

質疑では、糸魚川市の保育園の今後について大規模園の民営化、小規模園の統廃合や公立化、企業主導型保育事業などの形態について、各委員よりさまざまな視点で意見がありました。また、定住や少子化対策の観点から、保育園自体の魅力づくりとして、教育面や健康面に特徴を持たせる方法についても意見がありました。

行政としては、それらの意見を勘案しながら保護者の意向調査を9月までに実施して方針を決めたいとしております。

2、高校の魅力づくりについては、高等学校における魅力づくり・再編計画については、糸魚川市が昨年予算化した高校の魅力づくり事業の実施状況の説明と新潟県の高校再編計画の経過や昨年7月の県の考えについての説明を受けて質疑を行っております。

糸魚川高校では、郷土愛を育む取り組みとして地域再発見・未来創造学習を1年生対象に実施し、夏休み総合学習ではUターン促進のトークセッションを行っております。ふるさと糸魚川を題材とした新聞づくりを行い、県高等学校文化連盟コンクール優秀賞を受賞し、平成30年度全国高等学校総合文化祭に県代表として参加します。

糸魚川白嶺高校では、防災関連学科を持つ全国の高校への視察や交流を行い、防災教育先進校を糸魚川市へ招き、防災フォーラムの開催をしております。

海洋高校については、情報発信の強化として海洋高校スペシャルサイト「航海日誌」の開設やスマートフォンサイトへの誘導を図っております。

委員より、平成28年3月の県立高校の将来構想の中で、平成31年度から34年度の上越三市エリアで普通科の高校と総合学科の高校を統合し、総合選択制の高校を設置するとあったため、現状として、糸魚川高校と糸魚川白嶺高校の統合についてどうかとの質疑には、昨年7月の県立高校

等再編整備計画では、平成32年度まで糸魚川市内3校の再編はないとのこと。検討事項として新たに「地域連携した特色あるコースの設置について検討する」、また、「小規模校の特色化やあり方について検討する」という2つの項目が追加されているため、3校がそれぞれ特徴を持つための支援を続けることで存続を目指すということでありました。

一方で、生徒の確保については、海洋高校のように他市・他県から生徒が集うくらいの特徴を持つこと、学校長との協力体制の強化や通学の利便性の向上、さらに就職先と進学先の安定化についても各委員より意見と要望がありました。糸魚川市として高校へ入学する中学生の学力や生活態度といった教育に力を入れるようにという要望もありました。

行政はこれらの意見を踏まえ、各高校とともに、また各中学校とも連携し、事業を進めて行くとしております。

3、いじめ不登校については、いじめ防止基本方針の改定については、昨年度のいじめの件数と不登校の件数を確認し、それぞれの対応について説明を受けた後、改定部分を資料により確認し、次回6月25日の総務文教常任委員会において審査することにしております。

また、一昨年予算化し、繰り越しとなっております、いじめ重大事態に係る解決金について、ことし3月30日に支払いを完了したことが報告されました。

ほかに、中学校の相撲クラブにおける三位一体の見守り状況については、前年度までは1カ月に1回の連絡会を持っていましたが、状況が安定してきたことを受けて、ことしから2カ月に1回の連絡会を実施しており、来年度からの子供の受け入れについては、この7月以降の連絡会で実施を踏まえて協議検討を行うとのことでありました。

4、定住人口の拡大については、糸魚川市シティプロモーション戦略の経過報告について、プロポーザル方式で電通東日本新潟支社が入札し、市民と首都圏のアンケートを実施し、その結果による糸魚川市の認知度とブランドの中心に「国石ヒスイを中心とした石のまち」として提案をされたとのことでした。

委員より、認知度が弱いジオパークはやめるのか。むしろその弱いジオパークについて電通を使って広めるべきではないかとの意見に対して、ジオパークについては説明が多くなりがちであるため、糸魚川への入り口としてヒスイの国石認定とともに身近な石ころにターゲットを決めた取り組みを考えたとありました。

別の委員より、資料の写真の中にロゴマークや小石を入れるかわいい石袋、さまざまな石を使ったデザインアートや石をモチーフにしたホテルの部屋づくりなどから新しい切り口に期待ができるとの感想もありました。

また、翡翠文学賞の公募企画を既に立ち上げて、6月9日より11月30日までの期間で全国に募集を行います。ちなみに賞金は50万円です。

委員より、昨年のシティプロモーションの内容と今回の内容の違いについての質問には、昨年は概念についての説明をしたものであり、今回は電通の企画の説明である。したがって、予算計上したときと整合はとれていると答弁がありました。

別の委員より、文学賞の公募についての背景やそのマニアたちの動向の実態について確認をした上で、インパクト（とんがったもの）が必要であるとする。そこで、賞金は50万円ではなく、1,000万円くらいにしないと効果は弱いとの意見もありました。

5、民間登用については、権現荘に関する報告についてと「権現荘の経営問題について」に関する委員会報告書についてであります。

ことし3月9日の総務文教常任委員会提出の「権現荘元支配人の不起訴について」の資料内容について、ことしの予算委員会の2款、顧問弁護士費用のところでは指摘があった部分について、具体的な日付等の報告があり、顧問弁護士との相談期日について織田副市長が6月か7月と答弁したところを次のように報告をしております。

元支配人に損害賠償を求めることについて、平成29年4月6日と5月31日に顧問弁護士に相談したが、起訴されれば起訴状や裁判で詳細が明らかになり、損害賠償もあり得るが、不起訴となった場合は立証することが困難で、賠償を求めることはほとんど無理との見解であったとのことであります。

もう一点は、不起訴処分が決まった後では、平成30年3月23日に顧問弁護士に再相談したが、今回、検察の判断は不起訴であり、この段階で市が告発しても損害賠償などの立証責任は市に証明が求められ、立証は難しいと、前回同様の見解であったとしております。

委員より、告発内容を確認しているかとの質疑には、行政はしていないとのことであります。告発内容がわからないのに、元支配人による管理運営について、さらなる調査は考えていないという内容から、元支配人に係る問題全てが不起訴で無罪放免となった解釈かとの質問に、警察は、あらゆる面から捜査をしているはずなのでそのように考えているとありました。

別の委員より、不起訴になれば堂々と道を歩けるものではないかとの質疑に、不起訴にも種類があり、嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予とある。内容によっては堂々と歩くとは言い切れないものもあると答弁されております。

委員より、損害賠償ではなく、個別購入費については、元支配人がみずから購入しているもので本人しかわからないものである。したがって、行政は雇用者として個別購入の内容を元支配人が立証できないものは返金してもらってはどうかとの意見について、損害賠償は無理との見解を繰り返し述べておりました。

「権現荘の経営問題について」に関する委員会報告書については、正副委員長より、スムーズな報告書づくりのため、報告案のたたき台を前回5月22日の委員会の際に事前配付し、その内容について委員の意見や要望を聞いております。

冒頭、委員長より、この報告書の目的等について説明し、さらに、このたたき台の内容は民間登用のことと会計の件が主に書かれており、労務管理のことや元支配人の施設内の言動や取引先との関係について余り触れていないので、委員より追加があれば加えていただきたいとお願いをしております。

報告書の案の内容から、民間登用もしくは民間人登用について書かれているが、論点をもう少し明確にすべきとの意見があり、委員長としてそのように進めたいので項目を提案していただくようお願いをしております。

また別の委員より、最後の一文のみ前向きな内容で、ほかは行政に対しての強い指摘ばかりとなっている。もっと次に向けた内容にすべきとの意見がありました。委員長としてそのような形にしたいので事実を踏まえた提案をお願いしております。

また、報告書の完成後について全員協議会等で内容を確認していただきたい考えと、報告書の議

会ホームページの掲載や委員長報告による読み上げにより、記録に残したい考えを述べております。この件については特段の意見なく了承されたのでそのように進めていきます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中、4月27日と5月29日に所管事項調査を、また、5月8日から10日にかけて市外調査を行っておりますので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

まず、所管事項調査についてであります。

所管事項の調査項目は、ごみ処理施設の整備について、地域包括ケアについて、介護職の人員確保について、へき地診療所の整備について、健康づくりセンタープールの整備についての5点であります。

なお、へき地診療所の整備及び健康づくりセンタープールの整備は、建設予定地へ赴き、説明を受けた後に庁内で協議しました。

初めに、ごみ処理施設の整備については、4月27日の委員会でこれまでの経緯を確認し、5月8日の市外調査で広島市のごみ処理施設を訪れ、高いデザイン性の建築とプラント施設を調査し、5月29日の委員会で行政担当課が視察した神戸市の新しいごみ処理施設について説明を受け、外観パースを数案示していただき、協議しました。

行政からは、建物外観の色彩計画として、施設全体が周辺の地域環境に調和し、清潔なイメージと周辺の美観を損なわない、潤いとゆとりのある施設とする旨の説明があり、白、明るいグレー、薄い水色、ベージュ、アイボリー、クリームの色見本と、パースが提示されました。

委員からは、もう少し濃い水色をアクセントにしてはどうかという意見や、広島市で見てきた施

設のよさを取り入れて、周辺の環境に溶け込むようにシルバー色としてはどうかなどの意見も出されました。今後、地元須沢地区にも意見を聞き、当委員会からの意見と合わせて参考にし、決定して市民に公表していく予定です。

次に、地域包括ケアについてと介護職の人員確保については、担当課より、これまでの経緯と行政対応、また平成30年度における方針として、地域の課題に合わせた生活支援と予防支援を市民との協働により取り組むことで、当市の地域包括ケアシステムを強化していきたいと説明を受けました。

委員からは、山間地、僻地における医療・介護・地域住民連携の課題について、地域包括ケアシステムの事務局機能を福祉事務所に設置することなどについて質疑が交わされました。

また、当市の介護職の現状について、人員不足が110人、8.1%と報告され、人員確保のための制度として、介護従事者修学資金貸与事業、介護人材育成支援事業、介護研修生受け入れ支援事業について説明がありました。

委員より、介護人材が不足する中での2025年問題への対応について、在宅介護を可能とするための横断的な行政対応の必要性、特に交通手段の確保と買い物支援について、地域の高齢者によるボランティアについて、質疑が交わされました。

また、介護報酬、すなわち労務賃金が低いことが人材不足に陥っている原因と指摘した上で、市からの支援策に知恵を出してほしいとの意見もありました。

次に、へき地診療所の整備については、4月27日の委員会で基本設計図が示され、施設延べ床面積は約60平米、浄化槽規模14人槽、総事業費約2,500万円、平成31年度に開設を予定。また施設の診療体制は、現行と同様で糸魚川総合病院に委託し、第2・第4木曜日に診察を行うと行政から説明されました。

これに対して委員より、施設建設を急いで進める以前に、過疎と超高齢人口における糸魚川市の僻地医療、診療体制のグランドデザインがないと行政側にその認識を問う意見や、建物規模や浄化槽規模をさらに縮小するようとの意見が出されました。

それを受けて、5月29日の委員会では変更した基本設計図が示され、延べ床面積を約50平米に、浄化槽は5人槽に規模を縮小して、総事業費約2,300万円を見込み、今後も事業費の縮減が図れるよう進めるとのことです。また、身近な診療所として多くの利用があるよう周知に努め、糸魚川総合病院と連携して受診者の増加を図り、高齢者、地域住民が安心して受診できる施設となるよう整備に取り組むと説明がありました。

これに対して委員より、診療所をつくった後の具体的な活用や運営計画がわからない、僻地診療をどのように進めていくのか、診療所と地域包括ケアシステムの関連はどうなるのかなどの意見が出されました。

また、建物約15坪で1,980万円と高額な工事費だが、構造強度や耐力度が高いものになっているのかとの質疑には、通常のレベルの設定で特に耐久性に考慮したという設計ではないとしながらも、国の単価で積算し、工事費が高くなっているが、建築基準法に準じ強度等を確保しながら、今後の詳細設計の中で経費の節減に努めていきたい旨の答弁がありました。

委員からは、設計の仕様が決まっていないのに高額の見積もり金額を示すのはいかがなものかとの意見も出されました。

次に、健康づくりセンタープールの整備については、4月27日の委員会で基本設計図が示され、プール建設の目的は、市民の健康づくりの推進や運動習慣の定着を図ることで、次期ごみ処理施設の余熱を利用し、既存施設はびねすと一体的な管理運営を行うこととしています。施設概要は、構造は鉄筋コンクリート平屋建て、延べ床面積は約2,000平米。設備内容は、メインプール25メートル8コース、多目的プール16メートル4コースの2つのプールを設置し、多目的プールは可動床で、用途に合わせて水深を調整できます。整備スケジュールとしては、平成30年12月に着工、31年度は建設工事とオープン準備、32年度にオープンの予定です。

また、前回の委員会で出された課題で、メインプールと多目的プールが隣接して配置されると水中運動教室の音楽や声の水泳授業などに支障を来すとの指摘に関しては、隣接した場合と分離した場合のそれぞれのメリット、デメリットを比較検討した結果、隣接した場合のメリットは、2つのプールを一体的に利用できる、身長や水泳力のレベルに分けて2つのプールを利用できる、監視室や救護室など設備の共有ができることで、デメリットは、水中運動教室の音楽や声の水泳授業に影響することである。

一方、分離した場合は、個別に2つのプールが利用できることがメリットで、監視室や救護室などが2カ所必要となり事業費が増加する、監視員がふえて管理運営費など経費の増額がデメリットとなる。今後、建設費及び維持管理費の精査、学校の水泳授業のあり方などの検討を行い、水泳大会や水泳授業のときは貸し切りにし、授業などへ支障にならないよう考えていくと説明がありました。

これに対して委員より、附帯設備について、工事の分離発注について、競争入札の導入について、駐車可能台数について、プールの水深の検討についてなどの質疑が出されました。

また、2つのプールの配置について、分離して事業費が余計にかかってもオールシーズン使えることから、児童・生徒の利用が今後ふえてくるので、市内の学校全体のプールの維持管理費が今後10年、20年、30年とかかることと比較検討して、分離したほうがいいのか悪いのか、先のことも考えて検討すべきという意見がありました。

また、5月29日の委員会では、メインプールと多目的プールが隣接する図面と、分離する図面が示され、それぞれのメリット、デメリットの比較表も示されて説明があり、2つのプールを分離した場合は、延べ床面積で約300平米程度施設規模を大きくする必要があり、概算で建設費用が約2億1,900万円、年間の維持管理費が約700万円増額となる見込みであるとのことであります。

これに対して委員からは、プールの水深の検討について、学校の水泳授業の利用スケジュールについて、健康増進用プールの利用スケジュールについて、質疑が出されました。また、将来的な利用計画やプログラムについて細かく検討して委員会に示してほしい。それによって2つのプールが隣接したほうがいいのか、分離したほうがいいのか、その判断も変わってくるとの意見がありました。

行政からは、学校等とも協議して、今後想定されるプログラム等を確認し、検討して表に当て込む作業をしていきたいと答弁がありました。

当委員会としては、6月の委員会でもう一度説明を受け、それで委員が納得すれば、分離か隣接かという方針も決められるし、将来に向けての利用計画についても納得できれば設計を進めていた

だきたいとまとめました。

次に、市外調査についてご報告いたします。

市外調査については、広島県広島市の、ごみ処理施設「中工場」の施設見学コースと外観イメージについて、島根県浜田市において、介護職確保のための移住策についてと社会福祉法人による障害者の自立支援について、また、広島県尾道市における、地域包括ケアシステムについてを調査してまいりました。

また、5月29日の委員会で視察内容の振り返りを行い、多くの意見が出されておりますので、視察先の概要とともにご報告いたします。

まず、広島県広島市の中工場について。このごみ処理施設は、美術館の設計を多く手がける建築家、谷口吉生氏を中心に設計されたもので、迷惑施設として敬遠されないように隠す工夫をするのではなく、都市に不可欠な施設として、ごみ処理施設であることをアピールするように、外観は工場らしい金属感を前面に出し、内観はガラスを多く使用し、稼働するごみ焼却装置がよく見えるのが特徴となっています。

委員からは、建築にこだわり、まちづくりを考えながら建てられていること。ごみ処理施設にすぐれたデザインを採用しようという発想と、それを受け入れる広島市民の市民性。建物外壁の色がシルバーグレーで、控え目に周辺との調和が図られていること。地域のイベントの場としても開放されており、市民から親しまれることが考えられていることなどが、すぐれた点であるとして挙げられました。

視察の説明に当たった職員のプレゼンテーションも工夫があり、ごみと環境のことを市民に伝えようとする広島市の姿勢を感じられるものでした。

当市の次期ごみ処理施設も中工場と同じく海岸沿いに建設されるため、塩害に強い外壁材の採用を考慮することも必要と感じたところであります。

次に、島根県浜田市の介護人材確保対策は、人材が不足している介護サービス事業所に対し、都市部で増加しつつあるシングルペアレントをターゲットとして、浜田市外在住で高校生以下の子とともに浜田市に移住する人の受け入れを積極的に行い、一定期間の作業体験を行う場合に要する経費の一部を市が助成しているものです。

委員からの意見としては、福祉部門ではなく企画部門から提案された事業で、定住人口拡大と介護人材育成を同時に狙う、一石二鳥を狙った非常にユニークな地方創生事業である。市の女性職員によるプロジェクトチームからの提案を採用して実施されたもので、女性の視点を取り入れている点は見習うべきである。介護人材の研修生を受け入れる際、さまざまな支援策を、ひとり親のための合同移住相談会を関係自治体と広域連携を図りながら実施しているなどが参考になった点として挙げられました。

また、同じく島根県浜田市では、調査した社会福祉法人いわみ福祉会の障害者自立支援の取り組みについて、同法人は浜田市内、旧金城町にあり、障害者福祉施設の運営や、さまざまな福祉事業を展開しており、運営する4つの多機能型事業所「ワークくわの木」では、地元石見地方で盛んな神楽の衣装や蛇胴などの製作、自然農法野菜の生産、レストランカフェの運営など多種多様な事業が営まれています。これら施設での付加価値の高い作業によって、通常で考えられるよりも高い報酬を得て生活を送る方もおられます。

委員からの意見としては、利用者本位の支援と質の高いサービスの提供を目的にして、個別の支援計画を立て、障害者に対する働く喜びと生きがいあふれる生活の提供を目指した施設である。障害者に対する偏見を取り除くことを徹底しており、地域と結びつくバザーや収穫祭の開催、地域のものを商品化して活性化につなげる取り組みなど非常に積極的に取り組んでいるなどといったものがありました。

また、軽度な障害者は健常者とほとんど変わらない収入を得ており、そのことが障害者の自立支援に貢献しているようであります。当市にもさまざまな企業があるので、そういったところと連絡をとりながら事業に取り組むことも障害者の自立支援を進める上では重要であると感じました。

次に、広島県尾道市の公立みつぎ総合病院の地域包括ケアシステムについてであります。尾道市と合併した旧みつぎ町は、昭和49年から地域包括ケアシステム構築に取り組む地域包括ケア発祥の地であり、公立みつぎ総合病院を核とした在宅ケア、保健・医療・福祉の連携、統合各種介護施設の併設による維持期リハビリテーション、住民組織とボランティアによる住民参加等を掲げて、長く実践してきた歴史があります。

委員からの意見としては、すぐれている点として、将来の高齢化に対応するため早くに地域包括ケアシステムを導入したこと。病院内に保健福祉センターを設置し、訪問介護ステーション、ヘルパーステーションで地域ケア係と保健師が同一フロアで勤務する保健福祉センターとして機能していること。病院内に地域包括支援センターとリハビリのための介護予防センターを設置していることなどが挙げられました。

また、当市の課題としては、マンパワーと財源の確保。健康と福祉が連携できるような機構改革や、ヘルパー不足への対応としての市民ボランティア福祉ポイント制の導入などが挙げられました。

寝たきりゼロ作戦から始まった保健師の連携と活用、保健師などの行政職を病院の職員とした機構改革、保健福祉総合施設をつくって、「みつぎモデル」と呼ばれるようになった地域包括ケアの実践を行った取り組みで、在宅の寝たきり高齢者の割合が下がったこと、国保の1人当たり医療費が上がらないということが印象に残っています。

病院が主体の取り組みであり、当市とは条件は異なりますが、症状の軽度な人はもう一度社会活動や家庭活動に戻すということを1つの目標としてやるべきとする意見もありました。

地域包括ケアシステムを糸魚川の中でも進めていくためには、糸魚川にある保健、医療、介護、福祉の多職種連携と、行政と市民とがどのように連携していくか、まずその話し合いをどのように進めていくかというところからのスタートだと思います。

公立みつぎ総合病院の沖田光昭病院長から、まず集まって話をする事だというアドバイスをいただきました。これを旗振り役の行政がどのようにしかけていくか、委員会の中でも今後聞いていかなければいけないし、私たち議員も市民の代表として、そこにどのように協力できるのかを考えたいところでもあります。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査、並びに市外調査に関する委員長報告とさせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第6．議案第46号から同第48号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第46号から同第48号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第46号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、法人市民税の延滞金計算の変更及び固定資産税のわがまち特例の導入、負担調整措置の継続に伴う適応期間の延長等であります。

議案第47号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、負担調整措置の継続に伴う適応期間の延長等であります。

議案第48号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、課税限度額と軽減措置の変更であります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長がご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

小林市民課長。〔市民課長 小林正広君登壇〕

○市民課長（小林正広君）

おはようございます。

議案第46号、議案第47号及び議案第48号について、ご説明させていただきます。

本日配付いたしました市民課資料をごらんいただきたいと思います。

今回の専決処分は、平成30年度税制改正に関連した地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布。また、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、当市の平成30年度市税等の賦課に反映させるため3月31日付で行ったものでございます。

まず、議案第46号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定でございますが、主な改正点でございます。

市民税関係では、法人市民税において国内の法人が外国子会社との合算課税の適応を受ける場合に法人税等から控除できなかった金額を、法人住民税の額から控除することについて規定をしたものでございます。

また、納期限を延長した場合の延滞金計算について、減額更正の後、増額更生があった際の除算期間を規定したものでございます。

固定資産税関係では、地方税法に規定する改修実演芸術公演施設の特例を受ける場合の申告手続を定めるものでございます。市独自の課税標準額の特例措置、いわゆるわがまち特例の導入としては、津波防災地域づくりに関する法律に規定された指定避難施設及び協定避難施設の用に供する固定資産の特例措置。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供する固定資産の特例措置について、発電施設の出力等によって区分が細分化されたことから、それぞれの区分ごとに割合を定めたものでございます。また、土地に係る負担調整措置等の継続に伴いまして、適応期間を規定するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第47号の糸魚川市都市計画条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正点は、固定資産税と同様でありまして、地方税法に規定する改修実演芸術公演施設の特例を受ける場合の申告手続を定めるもの。また、土地に係る負担調整措置等の継続に伴い、適応期間を規定するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案第48号の糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正点は、国民健康保険制度の広域化に伴う課税額の定義の変更と課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しでございまして、資料裏面のほうになりますが、課税限度額の引き上げにつきましては、中間層の負担に配慮した見直しでございまして、基礎課税額の課税限度を54万円から58万円に、4万円引き上げております。

また、軽減判定所得の見直しにつきましては、経済動向等を踏まえたものでありまして、5割軽減の基準所得を27万円から27万5,000円に5,000円引き上げ、2割軽減の基準所得を49万円から50万円に1万円引き上げて軽減範囲を拡大するものであります。

施行日は、平成30年4月1日であります。

説明は以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第47号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第48号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7．議案第49号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第49号は、平成29年度一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ4億9,430万1,000円を減額いたしております。これは主に決算を見込む中での所要の調整を行うものであります。

歳出の主なものは、2款、総務費では、基金積立金の追加、6款、農林水産業費及び10款、教育費では、国補助金の確定による減額であります。11款、災害復旧費では、災害査定に基づき、予算調整を行うものであります。

次に、歳入につきましては、国・県支出金等の特定財源のほか、所要の一般財源については地方交付税を充当いたしました。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大沢財政課長。〔財政課長 大沢喜昭君登壇〕

○財政課長（大沢喜昭君）

おはようございます。

議案第49号は、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告であります。予算の最終調整を行う補正であります。

初めに、歳出から説明させていただきます。

予算書の20、21ページをお願いいたします。

2款1項3目、財産管理費の26、基金積立金におきまして、主なものは財政調整基金と駅北大火復旧・復興基金で、財政調整基金積立金は、29年度に4億円を取り崩しましたが、2億円を積み立て、今後の財政事業に備えたいものであります。駅北大火復旧・復興積立金は、1億円を積み立て、30年度以降の復興関連事業の財源として活用してまいります。

3款2項3目、保育所運営費の11、民営保育所運営事業と13、民営こども園運営事業については、園児数の確定に伴い、所要の予算額を調整するものであります。

4款2項1目、生活環境総務費の27、鳥獣対策事業では、有害鳥獣の捕獲数が例年より多く、数量に合わせて委託料を追加するものであります。

6款3項3目、漁港整備費の1、漁港海岸保全施設整備事業は、国の補助金が確定したことにより予算額を調整するものであります。

予算書の22、23ページをお願いいたします。

8款2項1目、道路橋りょう費総務費の11、街路灯等設置事業は、事業の要望に対応するため補助金を追加するものであります。

2目、道路除排雪費の1、道路除排雪事業は、今冬の大雪に対し、国の臨時補助金が交付されましたことから財源変更をするものであります。

10款3項3目、学校建設費の11、能生中学校改修事業は、国の補正予算の補助金交付決定により予算額を調整するものであります。

22ページから25ページにかけましての11款、災害復旧事業につきましては、災害査定に基づき、予算額を調整するものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

10款1項1目、地方交付税は、所要の一般財源として普通交付税と特別交付税を追加するものであります。

12款1項2目、災害復旧費分担金は、災害復旧費の減額に伴うものであります。

14款1項1目、民生費負担金は、園児数の確定に伴う国の負担額を追加するものであります。

3目、災害復旧費負担金は、公共土木施設災害復旧事業の減額に伴うものであります。

2項4目、農林水産業費補助金は、漁港海岸保全施設整備事業の補助金交付が確定したことによる減額であります。

5目、土木費補助金は、今冬の大雪、道路除雪に対します国の臨時措置として交付されたものであります。

7目、教育費補助金は、能生中学校改修事業の補助金交付決定による減額であります。

15款1項2目、民生費負担金は、園児数の確定に伴う県の負担金を追加するものであります。

2項7目、災害復旧費補助金の3、現年耕地災害復旧事業補助金及び現年林道施設災害普及事業補助金は、交付金決定による増減であります。

3項7目、災害復旧費委託金は、県営の経費確定による追加であります。

17款1項1目、一般寄附金、3目、民生費寄附金は、寄附金の追加であります。

20款4項3目、雑入は、防災行政無線の戸別受信機の設置負担金の追加であります。

21款、市債は、漁港海岸保全施設整備事業など各事業の予算額の調整に伴う増減であります。歳入の説明は、以上であります。

次に、6、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正は、ごらんとおり第2表のとおりであります。

8、9ページをお願いいたします。

地方債の補正は、8、9ページにあります第3表のとおりであります。

説明は、以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第50号

+

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第50号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第50号は、平成30年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ2,700万円を追加いたしております。これは昨日、6月10日に投開票が行われた新潟県知事選挙に対応するための選挙費の追加であります。

歳入につきましては、全額県委託金であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

1つだけ確認をさせてください。

ポスターの掲示板のことになるかと思うんですが、市議選のときもそうでしたし、今回の県知事選でもそうなんですが、ポスターを掲示されてない場合の扱いというのは、どうなるのかというのがちょっと疑問でして、市民からもそういう声があったので。必ず張らなくてはいけないんじゃないかという声があるんですが、その辺の、市内でポスターを張り出されてない場合の扱いというものについてちょっと確認のために教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

今回の県知事選挙におきましては、425カ所のポスター掲示を設置させていただいております。ご指摘の部分ですが、今回の届け出の1番の方のポスターが張ってあったり、あるいは張ってなかったりといったことが生じておりますが、基本的には、私ども選挙管理委員会はポスター掲示場をつくらせていただいて、そこに各候補者の方がポスターを張っていただくという形をとっておりますので、候補者の中で張ることができなかった部分があったというように理解をしております。今、議員のご指摘の部分につきましても何人かのお電話等でいただいておりますが、今申し上げましたような回答をさせていただいておりますし、候補者につきましましては、それぞれのほうからどこにポスター掲示場があるかといった資料を3人の候補者それぞれにお渡ししておりますが、張ってない部分があったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そういう見解よりも、やはりこうやって予算を組んで候補者に対してポスターも提供しているわけですから、それが張ってない者に対して指導といいますか、そういうものがあるかどうかということをご確認させていただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答え申し上げます。

基本的には、私どもがその場所を提供いたしまして、その中で候補者が張っていただくという形になっておりますので、全て張っていないといったことも生じることはあるというように理解しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ということは、選挙管理委員会としては張っても張らなくても候補者の自由であるという認識でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

私ども基本的には、そういった掲示場を設置してということで、張っていただきたいという気持ちがあるわけでありまして、それぞれの候補者の中で張ることができる、できないといった事象が生じておりますので、張ってない部分ができているというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の見解だと自由だということなので、ただそうなるとやはり何と申しますか、ポスターの利使用であるとかいろんなものを提供してるのに、私はちょっと納得がいかないんですけども、別に糸魚川市に限った話ではないので、県全体になるかと思いますが、ただ、こと掲示板があるにもかかわらず、候補者が張ってないということについて、やはりとかく市民から声がありますもので、その点については注意をしていただきたいということで、質疑というか要望になります、これで終わりにさせていただきます。わかりました。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9．議案第51号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第51号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第51号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありまして、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、代替保育の提供先の拡充等を行うため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第52号及び同第53号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議案第52号及び同第53号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第52号は、財産取得についてでありまして、老朽化した車両を更新し、除雪作業の効率化を図るため、除雪ドーザ1台を購入いたしたいものであります。取得予定価格は、1,864万800円で、契約の相手方は、糸魚川重機工業株式会社であります。

議案第53号は、契約の締結についてでありまして、駅北地区小規模改良住宅建設（建築）工事の請負契約を締結いたしたいものであります。契約金額は3億9,744万円で、契約の相手方は、猪又・カネタ・後藤特定共同企業体であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

+

+

日程第11．議案第54号及び同第55号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第11、議案第54号及び同第55を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第54号は、市税条例の一部改正についてでありまして、生産性向上の特別措置法が施行されることに伴い、同法に定める償却資産に対する固定資産税の特例措置を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第55号は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてでありまして、産業廃棄物最終処分場を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第56号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第12、議案第56号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第56号は、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億2,994万5,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、6款、農林水産業費では、農道橋保全対策事業の追加、7款、商工費では、ビジネスチャレンジ支援事業、復興まちづくりにぎわい推進事業の追加、8款、土木費では、復興まちづくり道路改良事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、国・県支出金等の特定財源のほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしております。

なお、債務負担行為及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご了承願います。

+

+

日程第 1 3. 請願第 1 号から同第 3 号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第 1 3、請願第 1 号から同第 3 号までを一括議題といたします。

本定例会において、受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第 1 号から同第 3 号までは、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

〈午前 11 時 23 分 散会〉

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

+

議 長

議 員

議 員

+

+